

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集

三恵印刷株式会社（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
第六七九号
二月十日

（火曜日）

3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十三号 イ
研磨洗浄施設

目 次

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請
指定予定保安林（二件）
道路の供用開始
収用委員会告示
土地收回法による裁決書の送達を行う旨の公示送達

○告 示

大分県告示第六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、
次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果
に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和八年二月十日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 申請の概要
1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

杵築市熊野一丁目百十一番

大分キヤノン株式会社
代表取締役社長 増子律夫

2 特定事業場の所在地及び名称

杵築市熊野一丁目百十一番
大分キヤノン株式会社
杵築事業所

令和八年二月十日

大分県報（告示）

種類	4 汚水等の処理の方法	の 値						項 目	使 用 の 季 節 的 変 動	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	連続使用	能 力	種 類
		状 態	汚 染	汚 水	等 の	汚 水 等 の 一 日 当 たり の 量										
ふつ素及びその化合物	N-ヘキサン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学生物的酸素要求量	水素イオン濃度	単位	m³/日	単位	通常の値	通常の値	最大の値	最大の値	三〇〇台/日	研磨洗浄処理施設	
mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	/	/	/	六〇一〇	六〇一〇	六〇一〇	六〇一〇	五基	研磨洗浄施設	
杵築工程排水処理施設	○・八未満	一未満	一未満	一未満	二・五	五				五	五	五	五	五	五基	研磨洗浄施設
杵築工程排水処理施設	○・八未満	一未満	一未満	一未満	二・五	五				五	五	五	五	五	五基	研磨洗浄施設

令和八年二月十日

大分県報（告示）

二

処理方 式	種類	の状態汚染等の污水									污水等の一日当たりの量	使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 たり の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	設 置 年 月 日	主 要 寸 法	構 造	能 力	処理方 式	
		ふつ素及びその化合物	N—ヘキサン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項 目										
総合排水処理施設／凝集沈殿、中和、活性炭処理	工程排水処理施設	○・八未満	○	○	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一～二	六三	處理前	通常の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	K A 中和槽 φ〇・六m×五・〇m 鉄骨・FRP造	七二m ³ /日	中和処理
		○・八未満	○	○	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八・六 五・八	六三	處理後	通常の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	K A 中和槽 φ〇・六m×五・〇m 鉄骨・FRP造	七二m ³ /日	中和処理
		○・八未満	○	○	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一～二	六三	處理前	最大の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	K A 中和槽 φ〇・六m×五・〇m 鉄骨・FRP造	七二m ³ /日	中和処理
		○・八未満	○	○	一二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八・六 五・八	六三	處理後	最大の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	K A 中和槽 φ〇・六m×五・〇m 鉄骨・FRP造	七二m ³ /日	中和処理
種類	クローズド設備	の状態汚染等の污水									污水等の一日当たりの量	使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 たり の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	設 置 年 月 日	主 要 寸 法	構 造	能 力	大分県報（告示）	
		ふつ素及びその化合物	N—ヘキサン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項 目										
		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	一～二	六五〇	處理前	通常の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	No.2凝集槽 φ一・〇m×一・四m No.2反応槽 φ一・三m×三・〇m 排水ろ過器 四・三m×一・四m×二・三m 排水ろ過器 φ一・三m×二・〇m 排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m	二八m ³ /h	排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m
		○・八未満	一・五	六	二五	五〇	一六	二〇	五・一	六五〇	六五〇	處理後	通常の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	No.2凝集槽 φ一・〇m×一・四m No.2反応槽 φ一・三m×三・〇m 排水ろ過器 四・三m×一・四m×二・三m 排水ろ過器 φ一・三m×二・〇m 排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m	二八m ³ /h	排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m
		○・八未満	一・五	一	五	一二	二	二〇	五・八	六五〇	六五〇	處理前	最大の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	No.2凝集槽 φ一・〇m×一・四m No.2反応槽 φ一・三m×三・〇m 排水ろ過器 四・三m×一・四m×二・三m 排水ろ過器 φ一・三m×二・〇m 排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m	二八m ³ /h	排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m
		○・八未満	二	八	三〇	六〇	一八	二〇	五・一	六五〇	六五〇	處理後	最大の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	No.2凝集槽 φ一・〇m×一・四m No.2反応槽 φ一・三m×三・〇m 排水ろ過器 四・三m×一・四m×二・三m 排水ろ過器 φ一・三m×二・〇m 排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m	二八m ³ /h	排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m
		○・八未満	二	二	二〇	一五	五	二〇	五・八	六五〇	六五〇	處理後	最大の値	なし	二四時間	連続	平一一・三・三〇	No.2凝集槽 φ一・〇m×一・四m No.2反応槽 φ一・三m×三・〇m 排水ろ過器 四・三m×一・四m×二・三m 排水ろ過器 φ一・三m×二・〇m 排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m	二八m ³ /h	排水活性炭塔 φ一・八m×三・〇m

種類	汚水等の状態の値										污水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	設置年月日	主寸法	構造	能	処理方	
	ふつ素及びその化合物	N—ヘキサン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位									
工程排水処理施設	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	/	単位	m ³ /日	単位	なし	二四時間	連続	R O	エバポ原水槽 φ三・六m×六・九m エバポ 四m×八m×四・五m 二・四m×五m×三m	鉄骨・FRP造	RO濃縮、蒸留	
	○・八未満	二	七〇	五〇	二〇	五〇	五〇	六〇八	處理前	六七六	通常の値	通常の値	二四時間						
	○・八未満	二未満	一未満	二未満	二未満	二未満	二未満	六〇八	處理後	六七六	最大の値	最大の値							
	○・八未満	二・四	八四	六〇	二四	六〇	六〇	六〇八	處理前	六七六	通常の値	通常の値	二四時間						
	○・八未満	二未満	一未満	二未満	二未満	二未満	二未満	六〇八	處理後	六九一	最大の値	最大の値							
膜分離型間欠ばつ氣方式	三〇〇m ³ /日(二三二五〇人槽)	膜分離型間欠ばつ氣方式	合併浄化槽	種類	処理方	能力	の状態の値	汚染等の汚水	項目	単位	m ³ /日	単位	なし	二四時間	連続	令和七・九・一	除濁膜装置 一・六m×五・五m×二・五m	鉄骨・FRP造	膜処理
	合併浄化槽	膜分離型間欠ばつ氣方式	膜分離型間欠ばつ氣方式	ふつ素及びその化合物	N—ヘキサン抽出物質	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	通常の値	通常の値	六九一	六九一	六九一	六九一
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	/	単位	m ³ /日	単位	五	六〇八	六〇八	六〇八	
				○・八未満	一未満	一未満	一未満	一未満	一未満	二・五	二・五	二・五	五	五	五	六〇八	六〇八	六〇八	
				○・八未満	一未満	一未満	一未満	一未満	一未満	二・五	二・五	二・五	五	五	五	六〇八	六〇八	六〇八	
				○・八未満	一未満	一未満	一未満	一未満	一未満	二・五	二・五	二・五	五	五	五	六〇八	六〇八	六〇八	
				○・八未満	一未満	一未満	一未満	一未満	一未満	二・五	二・五	二・五	五	五	五	六〇八	六〇八	六〇八	

令和八年三月十日

大分県報（告示）

令和八年二月十日

大分県報（告示）

四

項目		汚水等の一日当たりの量		使 用 の 季 節 的 変 動	使 用 時 間	設 置 年 月	主要寸法										構 造
単位	m ³ /日	単位	時間隔				日	年	月	活性炭原水槽	活性炭吸着装置	膜分離槽	間欠ばつ気槽	流量調整槽	沈砂・スクリーン槽	鉄筋コンクリート造	
処理前	通常の値	五〇	通常の値	なし	二四時間	連続	平一七・五・三一	活性炭吸着塔	ばつ気・膜分離槽	流量調整槽	ばつ気沈砂槽	活性炭原水槽	膜分離槽	間欠ばつ気槽	沈砂・スクリーン槽	一・八m×五・五m×三・	
処理後	通常の値	一四〇	最大の値	なし	二四時間	連続	平一七・五・三一	ろ過ポンプ槽	ばつ気・膜分離槽	活性炭吸着塔	ばつ気沈砂槽	活性炭原水槽	膜分離槽	間欠ばつ気槽	沈砂・スクリーン槽	一・八m×五・五m×三・	
処理前	最大の値	一四〇	最大の値	なし	二四時間	連続	平一七・五・三一	φ一・五m×一・六七m	φ一・五m×二・七m	二m	一・五m×二・〇m×三・	一・九m×六・七m×二・	一・〇m×二・七m×三・	四・五m×六・七m×四・	七m	七m	
処理後	最大の値	一四〇	最大の値	なし	二四時間	連続	平一七・五・三一	φ一・五m×一・六七m	φ一・五m×二・七m	二m	一・五m×二・〇m×三・	一・九m×六・七m×二・	一・〇m×二・七m×三・	四・五m×六・七m×四・	五m	五m	

ふつ素及びその化合物	N—ヘキサン抽出物質	大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排出水量		排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値							
										mg/L	mg/mL		N—ヘキサン抽出物質	大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度
クローズド設備を有するため、工場排水の放流は	〇・八未満	四	八〇〇以下	二	二〇	一五	五	二四	五・八・八・六	〇	〇	排水口No.1	二〇	八〇〇以下	七	五〇	二〇〇	一五〇	二五〇	五・八・六
	〇・八未満	四	八〇〇以下	二	二〇	一五	五	二四	五・八・八・六	四五六	四五六	排水口No.1	五	八〇〇以下	六・四	四八	一二	八	一六	五・八・六

その他参考となるべき事項

行わない。

全ての排水処理装置が同時故障しないため、過去の届出上最大排水量を記載

クローズド処理工程の最終段階で発生する塩水はリサイクルのため、社外へ出荷

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和八年二月十日から同年三月三日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び杵築市役所

大分県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和八年二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬渓町大字山移字恩田一三八番四、一三八番五、一三九番、字雲瀬墓一四四番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字須平河内三七六番七六・三七六番一五四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

大分県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名
供用開始区間

供用開始年月日

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和八年二月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬渓町大字山移字恩田一三八番四、一三八番五、一三九番、字雲瀬墓一四四番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字須平河内三七六番七六・三七六番一五四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

令和八年二月十日

大分県報（告示・収用委告示）

一般国道二二七号

佐伯市大字戸穴字竹ノ中二〇九番地二から
佐伯市大字戸穴字今宮三四一番七まで

令八・二・一〇

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第一号

国土交通大臣起業一般国道十号改築工事（高江拡幅）並びにこれに伴う市道及び公共下水道付替工事に係る土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定による裁決書の送達について、次に掲げる者の住所を確知することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

大分県収用委員会

一 送達を受けるべき者

大分市大字中判田字申喰二六八番二及び二七〇番四の土地所有者のうち次の者
住居所不明。ただし、不動産登記記録及び商業登記簿上の住所大分市大字松岡二七六〇
番地の一

中央産業株式会社 清算人不明

二 送達すべき書類

令和八年一月二十九日付け大収委第三百二号裁決書の正本（送達すべき書類は、省略
し、大分県土木建築部用地対策課において保管する。）

三 土地収用法施行令第五条第五項の規定により、送達があつたものとみなされる日
令和八年三月三日